

学びと成長・異動・長崎県庁の働き方について

研修制度や人事交流・派遣制度を通じて、長崎県職員として必要な知識・技能の習得や成長を後押しします。

人事交流・派遣

【入庁年】平成27年度
地域振興部地域づくり推進課

狩野 良介

内閣府総合海洋政策推進事務局に 派遣されました！(令和2年～3年)

国の制度が 有効活用されるよう意識

派遣先では、有人国境離島法に基づく自治体の自然や歴史、文化などを活かした観光コンテンツの造成や販売促進の取り組みなどを支援する国境離島交付金制度の政策立案や交付を担当。コロナ禍で影響を受けた国境離島地域の観光産業を支援する経済対策立案に携わった際、それぞれの島の状況、課題が異なる中での制度設計の難しさや、実際に現地で支援する自治体の重要性を感じました。

県に戻ってからは国境離島の創業・事業拡大支援などを担当しています。内閣府で培った国の考え方を市町に伝えることや、内閣府に地元の課題を伝える際には数的根拠を示すなど、政策立案につながりやすくなるよう意識しています。派遣先での経験を経て、国の制度を有効活用することで、地域の課題解決につなげていくことができるようになりました。

国や市町との
人事交流



民間企業への
派遣



大学での学び



国や市町との人事交流のほか、若手職員を民間企業へ積極的に派遣し、ネットワーク力の向上を図ります。また、政策企画・立案能力を備えた職員を育成するため、大学での研修や海外事務所などへ派遣しています。



異動

異動方針、職員の意向、適性を勘案した上で配置を行います。原則として、採用後10年未満は2～3年、それ以上は3～5年で異動します。職員の士気、意欲の高揚と職場の活性化、公務能力の向上を図るため、県庁内における公募制度も実施しています。



試験情報

詳細は総合情報誌別冊(技術職特化版)をご覧ください。か、ホームページをチェック！



研修制度

トレーナー制度(新人職員育成制度)

新人職員一人ひとりに対して先輩職員がトレーナーとなり、必要な知識や技術などを実務指導するほか、あらゆる側面からサポートします。



キャリアに応じた研修

新規採用時から9年目までキャリアに合わせて、社会人基礎力から政策立案といった幅広い分野で研修を実施して成長することができます。また、主任や係長、課長補佐、課長と役職が変わるタイミングでも役職に応じた研修を実施しています。



希望制研修

(ネットワーク力・マネジメント力等)

ネットワーク力やマネジメント力などの各分野におけるプログラムを用意。自分の強みを伸ばしたり、興味がある分野を学んだりすることができます。



ステップアップ研修

(女性活躍に向けた人材研修)

出産や子育てといった女性特有のライフステージに合わせたキャリア形成を支援します。役職に合わせた個別のステップアップ研修を実施。安心して仕事と私生活の両立を図ることができるプログラムが受講できます。



各部門の充実した研修制度

技術職は職種ごとに専門的な知見を深める研修メニューが用意されています。詳細は総合情報誌別冊(技術職)をご覧ください。か、HPをチェック！



勤務条件・待遇

(令和7年4月1日現在)

給与・初任給

初任給は、条例等の規定により支給され、現行給料月給(基本給)は次の通りです。なお、学歴や職歴、免許または資格の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

	基本給	離島(対馬)の場合
大学卒業程度(大学院卒)	230,000円	257,600円
大学卒業程度(大学卒)	220,000円	246,400円
短大卒業程度	204,400円	228,928円
高校卒業程度	188,000円	210,560円

各種手当

期末・勤勉手当(ボーナス)	夏(6月)に2.3ヵ月、冬(12月)に2.3ヵ月、計4.6ヵ月分が支給されます。
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用している職員に支給されます。
特勤勤務手当	離島などに勤務する職員に4～16%支給されます。
住居手当	民間で住居を借りている場合に家賃に応じて月額上限28,000円が支給されます。
扶養手当	扶養親族がいる場合に支給されます。
在宅勤務等手当	一定期間以上在宅勤務をした場合に支給されます。
その他	赴任する際の赴任旅費が支給されます。

勤務環境・休暇制度

【勤務時間】

原則として午前9時から午後5時45分まで

【フレックスタイム制】

勤務時間の調整や始業・終業時間の変更が可能となり、多様で柔軟な働き方を実現します。

【完全週休2日制】

原則として土日祝日が休みです。

【年次休暇】

年20日付与(繰越により最大40日間)

【その他の休暇】

夏期休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、忌引休暇、リフレッシュ休暇、病気休暇

【テレワーク(在宅勤務)】

職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現します。

【育児関係休暇】

産前産後休暇、出産補助休暇、こども看護休暇、育児短時間勤務、育児休業など

【自己啓発休業】

大学など教育施設の課程の履修や国際貢献活動を行う場合、3年の範囲内で取得できます。

※紹介している職員の所属・役職は令和6年3月末時点